

「第10次小樽市交通安全計画(素案)」に対して提出された意見等の概要及び市の考え方等

| | |
|----------------------|-----|
| 1 意見等の提出者数 | 1 人 |
| 2 意見等の件数 | 4 件 |
| 3 上記2のうち計画等の案を修正した件数 | 0 件 |
| 4 意見等の概要及び市の考え方 | |

| No. | 意見等の概要 | 市の考え方等 |
|-----|--|---|
| 1 | 高齢者の事故が多くなっており、小樽市の高齢運転者の数も増えているが、高齢者は危険だからと始めから決めつけて、取締りを強化するのはノーマライゼーションに反すると思う。提示された計画は、そのようなものであったように感じた。事故を高齢者だけの責任とせず、高齢者でも運転できるように、周りの人達が協力するような視点や仕組みが必要な気がする。これは、障がい者にも必要と思う。 | 北海道における交通事故死者に占める高齢者の割合は極めて高く、また高齢運転者が原因となる事故の割合も全国平均より高い水準で推移している現実を踏まえつつ、一方で本市では過疎化や少子高齢化の進行、モータリゼーションの進展などで日常生活に欠かせない移動手段であった公共交通機関の利用者が減少傾向にあることから、高齢者をはじめとする交通弱者の方々が安心して日常生活を送るため地域交通の維持・確保に向けた取組を推進するとしております。(第2章第1節4(1))また、高齢者に対する交通安全教育を推進し、運転免許の有無に関わらず、高齢者に対して関係団体、交通ボランティア等と連携し、高齢者の移動の安全が地域ぐるみで確保されるように努めるとし、障がい者については、地域における福祉活動の場を利用するなど障がいの程度に応じてきめ細かい交通安全教育を推進するとしておりますので、素案のとおりといたします。(第2章第2節2(1)⑥⑦) |
| 2 | 飲酒運転・スピードダウンについて、これらの事故は許されないことだと思うが、その責任を加害者のみに押し付けるのはどうかと思う。付き合いの強制で飲酒運転をしなければならぬ状況に追い込まれたかもしれないし、厳しいノルマが課されたため、スピード違反をしたかもしれない。運転者にそのようなことをさせないために、周囲の理解と協力を得るような視点や仕組みが必要な気がする。 | 道民一人ひとりが「飲酒運転をしない、させない、許さない」という規範意識の下に、社会全体で飲酒運転の根絶に向けた社会環境づくりを行うことなどを基本理念とする「北海道飲酒運転の根絶に向けた条例」に基づき、事業者、家庭、学校、地域住民、行政その他関係するものの相互の連携協力の下で、飲酒運転を根絶するための社会環境づくりを推進するとしており、スピードダウンについても、同様に安全意識の高揚を図るとしておりますので、素案のとおりといたします。(第2章第1節4(2)) |
| 3 | 課題や講じようとする施策は取り締まる側からの視点で作られているように感じた。日頃の実生活の中で歩行者や運転者も危険や不便を感じることもある。このような人たちからの情報も取り入れるような視点や仕組みがあればもっと実用的な対策ができたり、交通安全への強い関心と協力を得やすくなったりできると思う。最近は外国人の運転者が増え、彼らにしか気がつかないこともあると思う。 | 交通安全計画は、取り締まる側からの視点だけではなく、交通社会を構成する人間、交通機関及びこれらが活動する場としての交通環境という3つの要素について、それらの相互の関連を考慮しながら本市の実態に即した施策を総合的に策定したものです。ご指摘のありました歩行者や運転者からの情報については、交通安全対策や交通安全運動の実施に向けて参考とさせていただきますので、交通安全教室や様々な機会を通じ積極的な取り入れを図っていく考えであります。 |
| 4 | 自転車使用者の視点について、自転車を使うが、歩行者からも自動車からも邪魔者扱いされている感じを走行中常に受けている。車道は自動車が迫って危険だが、歩道は狭くて歩行者もいる。一体どこを走れば良いのか等、確かにほとんど規制がありません。もしかしたら、もっとも交通弱者かもしれません。このような視点を考慮しないと、誰も計画に協力していただけないように思います。 | 自転車の安全利用については、第2章第1節4(5)に記述しておりますが、自動車に衝突された場合には被害を受ける反面、歩行者等に衝突した場合には加害者となるためそれぞれの対策を講じる必要があり、自転車利用者については、自転車の交通ルールに関する理解が不十分なことを背景としてルールやマナーに違反する行動が多いことから、交通安全教育の充実を図ることを定めたものであり、同様に自動車等の運転手においても、歩行者と自転車に対する保護意識の高揚を図るとありますので、素案のとおりといたします。 |